

令和元年

上尾市議会 12月定例会議案

概要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 5 7 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 5 8 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第 5 9 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 6 0 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 6 1 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 6 2 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 6 3 号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 6 4 号	上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 6 5 号	上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 6 6 号	上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議案第 6 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 1
議案第 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 2
議案第 6 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 3
議案第 7 0 号	町の区域を新たに画し、及び変更することについて……………	1 4

議案第 57 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務部職員課)

<p>1 提案理由</p>	<p>人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行うもの</p>																																				
<p>2 内容</p>	<p>1 給料表の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層に重点を置いた給料月額の上上げ 【人事院勧告の平均改定率 0.1%】 ・平成31年4月分以降の給料に遡及適用 <p>2 勤勉手当の支給割合の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ (1.85月分→1.90月分) ・期末手当及び勤勉手当の支給月数 <p style="text-align: right;">(単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="443 1144 1417 1592"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成31年度 (現行)</th> <th>平成31年度 (改定後)</th> <th>令和2年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期末 手当</td> <td>6月期</td> <td>1.30</td> <td>1.30</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.30</td> <td>1.30</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.60</td> <td>2.60</td> <td>2.60</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">勤 勉 手 当</td> <td>6月期</td> <td>0.925</td> <td><u>0.925</u></td> <td><u>0.95</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td><u>0.925</u></td> <td><u>0.975</u></td> <td><u>0.95</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1.85</u></td> <td><u>1.90</u></td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末手当及び 勤勉手当の合計</td> <td><u>4.45</u></td> <td><u>4.50</u></td> <td>4.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 住居手当の改定</p> <p>住居手当の支給対象となる家賃の下限を設定し、手当額 の上限を引き上げる。</p>			平成31年度 (現行)	平成31年度 (改定後)	令和2年度 以降	期末 手当	6月期	1.30	1.30	1.30	12月期	1.30	1.30	1.30	合計	2.60	2.60	2.60	勤 勉 手 当	6月期	0.925	<u>0.925</u>	<u>0.95</u>	12月期	<u>0.925</u>	<u>0.975</u>	<u>0.95</u>	合計	<u>1.85</u>	<u>1.90</u>	1.90	期末手当及び 勤勉手当の合計		<u>4.45</u>	<u>4.50</u>	4.50
		平成31年度 (現行)	平成31年度 (改定後)	令和2年度 以降																																	
期末 手当	6月期	1.30	1.30	1.30																																	
	12月期	1.30	1.30	1.30																																	
	合計	2.60	2.60	2.60																																	
勤 勉 手 当	6月期	0.925	<u>0.925</u>	<u>0.95</u>																																	
	12月期	<u>0.925</u>	<u>0.975</u>	<u>0.95</u>																																	
	合計	<u>1.85</u>	<u>1.90</u>	1.90																																	
期末手当及び 勤勉手当の合計		<u>4.45</u>	<u>4.50</u>	4.50																																	
<p>3 施行期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1及び2(平成31年度分の改定)は、公布の日 ・2(令和2年度以降の改定)及び3は、令和2年4月1日 																																				

議案第58号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由 職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めるもの

2 内容 **期末手当の支給割合の改定**

- ・ 期末手当の支給月数を0.05月分引上げ
(4.45月分→4.50月分)
- ・ 期末手当の支給月数

(単位：月分)

	平成31年度 (現行)	平成31年度 (改定後)	令和2年度 以降
6月期	2.225	<u>2.225</u>	<u>2.25</u>
12月期	<u>2.225</u>	<u>2.275</u>	<u>2.25</u>
年間支給月数	<u>4.45</u>	<u>4.50</u>	4.50

3 施行期日

- ・ 平成31年度分の改定は、公布の日
- ・ 令和2年度以降の改定は、令和2年4月1日

議案第59号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（総務部職員課）

1 提案理由	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、同法を引用している規定を改正するもの
2 内容	地方公務員法の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、条例の期末手当及び勤勉手当の支給に係る欠格条項に関する規定を削る。
3 施行期日	公布の日

議案第60号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課・資産税課)

1 提案理由	地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、個人市民税に関し、非課税要件を改めるとともに、新たに基礎控除等の適用に所得制限を設けるもの
2 内容	<p>1 個人市民税の非課税要件について</p> <p>(1) 非課税要件の引上げ 給与所得控除等の一部（10万円）を基礎控除に振り替えることに伴い、寡婦及び寡夫、障害者並びに未成年者（以下「寡婦等」という。）が非課税となる場合の所得要件並びに均等割及び所得割の非課税要件を、それぞれ10万円引き上げる。</p> <p>(2) 単身児童扶養者への非課税措置の拡大 寡婦等と同様に、単身児童扶養者も合計所得金額が135万円以下であれば非課税となる措置を追加する。</p> <p>(3) 扶養親族等申告書に記載する事項の追加 上記(2)の非課税措置の拡大に伴い、扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者に関する事項を加える。</p> <p>2 個人市民税の基礎控除等の適用に所得制限を設定 基礎控除及び調整控除の適用に所得制限を設け、これらの控除の適用は合計所得金額が2,500万円以下の場合に限るようにする。</p> <p>3 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和3年12月31日まで延長する。</p> <p>4 固定資産税等の減免申請書の提出期限の特例規定の追加 天災により固定資産税等の減免申請書を提出する場合には、納期限を過ぎても申請書を提出することができる旨の規定を追加する。</p>
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none">・ 4 は、公布の日・ 1 の(3)及び3 は、令和2年1月1日・ 1 の(1)及び(2)並びに2 は、令和3年1月1日

議案第 6 1 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

1 提案理由

地方税法施行令に規定されている賦課限度額を踏まえ、本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるもの

2 内容

1 賦課限度額の引上げ

国民健康保険税のうち、基礎課税額の限度額を 5 8 万円から 6 1 万円に引き上げる。

2 賦課限度額の新旧対照表

	現行	改正案
基礎課税額	<u>5 8 万円</u>	<u>6 1 万円</u>
後期高齢者支援金	1 9 万円	改正なし
介護納付金	1 6 万円	改正なし

※ 参考

合計	<u>9 3 万円</u>	<u>9 6 万円</u>
----	---------------	---------------

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第62号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正を踏まえ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の計算単位を改めるもの
2 内容	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等に係る手数料の計算単位を改める。</p> <p>【改正前】 <u>1件につき</u>、別表に定める額</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 <u>1の建築物ごとに</u>、別表に定める額</p> <p>※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、複数の建築物の連携による取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定が可能となった。</p>
3 施行期日	公布の日

<p>議案第 6 3 号</p> <p>上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(教育総務部教育総務課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市立平方幼稚園の園児数の減少及び市内民間幼稚園・認定子ども園の配置状況等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を廃止するもの</p>
2 内容	<p>平方幼稚園の廃止</p> <p>上尾市立平方幼稚園を令和 4 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。</p> <p>※ 参考</p> <p>平方幼稚園の概要</p> <p>(1) 開園の年 昭和 4 0 年</p> <p>(2) 定員 1 0 0 人</p> <p>(3) 通園児童数 (令和元年 1 2 月 1 日現在)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 4 歳児クラス 1 5 人</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 5 歳児クラス 1 6 人</p>
3 施行期日	令和 4 年 4 月 1 日

議案第64号

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について

(教育総務部スポーツ振興課)

1 提案理由 上尾市平塚サッカー場の改修に伴い、利用時間、使用料の額等を改めるもの

2 内容 新たに人工芝及び夜間照明設備等を整備することから、令和2年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の利用時間を延長し、使用料の額等を改定する。

・改正後の使用料の額

利用区分/利用単位			使用料の額				
			午前1	午前2	午後	夜間1	夜間2
サ カ ー 場	一般・ 学生	全面	7,200円	7,200円	7,200円	4,800円	4,800円
		片面	3,600円	3,600円	3,600円	2,400円	2,400円
	児童・ 生徒	全面	3,600円	3,600円	3,600円	2,400円	2,400円
		片面	1,800円	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円
夜 間 照 明 設 備	全点灯		1時間につき1,600円				
	1/2点灯		1時間につき800円				

・利用時間の延長

夜間1（午後5時から午後7時まで）、夜間2（午後7時から午後9時まで）を追加

3 施行期日 公布の日

議案第 6 5 号

上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部みどり公園課)

1 提案理由	<p>上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、上尾市自然学習館の和室の使用料を新たに設定するもの</p>																							
2 内容	<p>上尾市自然学習館の和室の使用料を令和 2 年 4 月 1 日以後の利用から有料とする。</p> <p>なお、使用料の額については、原価に受益者負担割合を乗じて算出している。</p> <p>・改正後の使用料の額</p> <table border="1" data-bbox="432 949 1458 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料の額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作実験室</td> <td>6 5 0 円</td> <td>8 5 0 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>多目的室 1</td> <td>4 5 0 円</td> <td>6 0 0 円</td> <td>4 5 0 円</td> </tr> <tr> <td>多目的室 2</td> <td>4 5 0 円</td> <td>6 0 0 円</td> <td>4 5 0 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1 5 0 円</td> <td>2 0 0 円</td> <td>1 5 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額			午前	午後	夜間	工作実験室	6 5 0 円	8 5 0 円	—	多目的室 1	4 5 0 円	6 0 0 円	4 5 0 円	多目的室 2	4 5 0 円	6 0 0 円	4 5 0 円	和室	1 5 0 円	2 0 0 円	1 5 0 円
区分	使用料の額																							
	午前	午後	夜間																					
工作実験室	6 5 0 円	8 5 0 円	—																					
多目的室 1	4 5 0 円	6 0 0 円	4 5 0 円																					
多目的室 2	4 5 0 円	6 0 0 円	4 5 0 円																					
和室	1 5 0 円	2 0 0 円	1 5 0 円																					
3 施行期日	令和 2 年 2 月 1 日																							

議案第66号

上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	上尾市建築審査会委員の定数を変更するもの												
2 内容	<p>建築審査会について、建築基準法では「委員5人以上をもつて組織する」と規定されていることから、委員の定数を見直す。</p> <p>【変更前】7人 ⇒ 【変更後】5人</p> <p>・現在の委員構成</p> <table border="1" data-bbox="432 1014 1169 1391"><tr><td>法律</td><td>弁護士</td></tr><tr><td>経済</td><td>商工会議所役員</td></tr><tr><td>建築</td><td>大学教授、元行政職員</td></tr><tr><td>都市計画</td><td>元行政職員</td></tr><tr><td>公衆衛生</td><td>病院職員</td></tr><tr><td>行政</td><td>元行政職員</td></tr></table>	法律	弁護士	経済	商工会議所役員	建築	大学教授、元行政職員	都市計画	元行政職員	公衆衛生	病院職員	行政	元行政職員
法律	弁護士												
経済	商工会議所役員												
建築	大学教授、元行政職員												
都市計画	元行政職員												
公衆衛生	病院職員												
行政	元行政職員												
3 施行期日	令和2年4月1日												

議案第 6 7 号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部財政課)

1 提案理由	令和元年台風第 1 9 号により土砂等が流入した平方土地改良区の農地について、その復旧工事に早期に着手するため、当該工事の調査設計費を計上した平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算 (第 5 号) を緊急に編成する必要が生じ、令和元年 1 1 月 2 7 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p>【歳入】</p> <p>2 0 款 繰越金</p> <p>1 項 繰越金</p> <p>1 目 繰越金</p> <p>1 節 繰越金 1 4, 8 5 0 千円</p> <p>【歳出】</p> <p>1 2 款 災害復旧費</p> <p>1 項 農林水産業施設災害復旧費</p> <p>1 目 農地農業用施設災害復旧費</p> <p>1 3 節 農地農業用施設災害復旧工事調査設計委託料</p> <p>1 4, 8 5 0 千円</p>

議案第68号

公の施設の指定管理者の指定について

(子ども未来部青少年課)

1 提案理由	上尾市児童館アッピーランドの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市児童館アッピーランド</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 東京都国分寺市光町二丁目5番地1 団体名 株式会社こどもの森 代表者 代表取締役 久 芳 敬 裕</p> <p>3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 271,170,000円</p>

議案第 6 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

(子ども未来部青少年課)

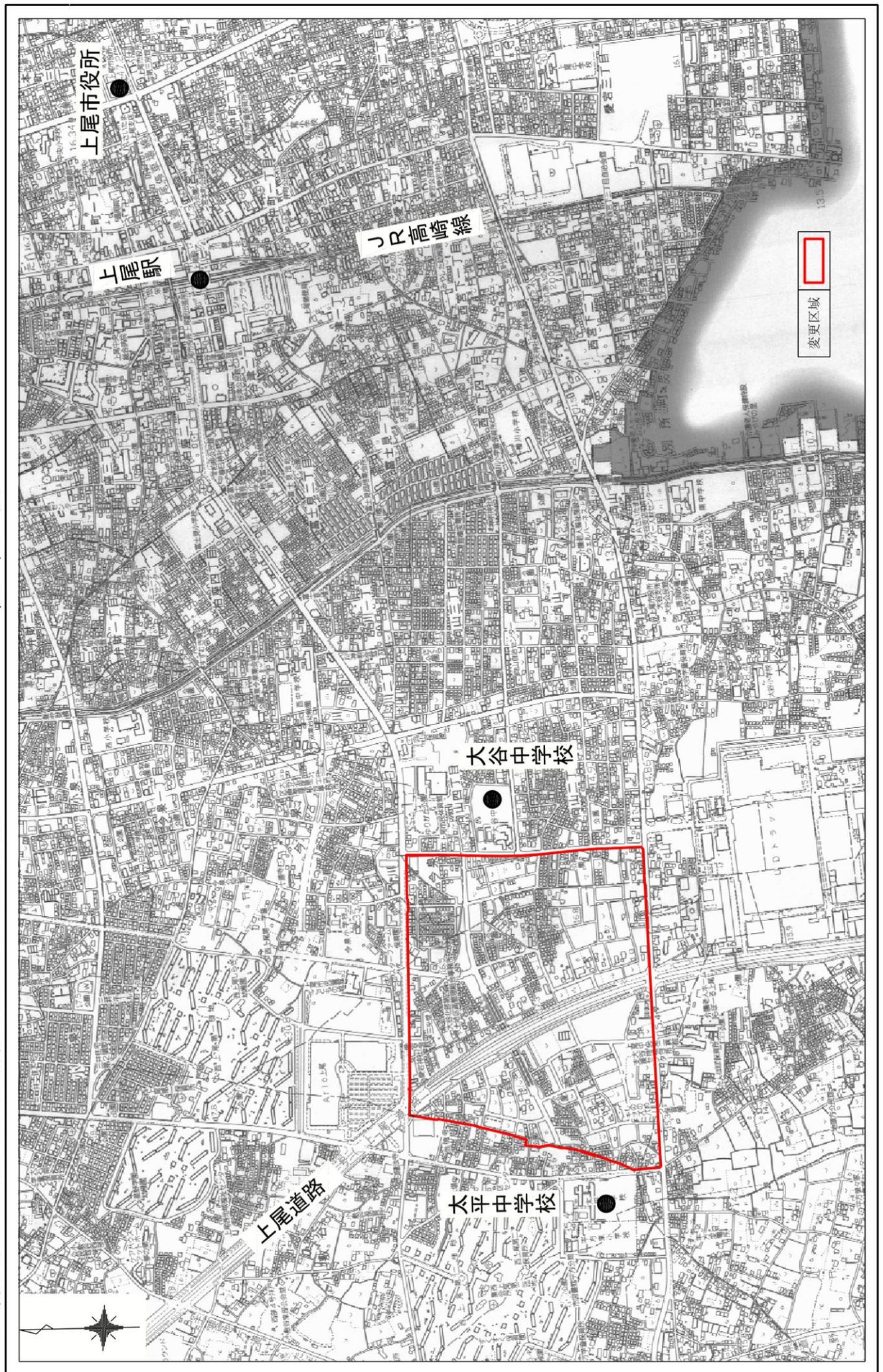
1 提案理由	上尾市児童館こどもの城の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市児童館こどもの城</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字菅谷 1 6 番地 団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表者 理事長 畠 山 稔</p> <p>3 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料 (5 年間) の限度額 2 7 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円</p>

議案第70号

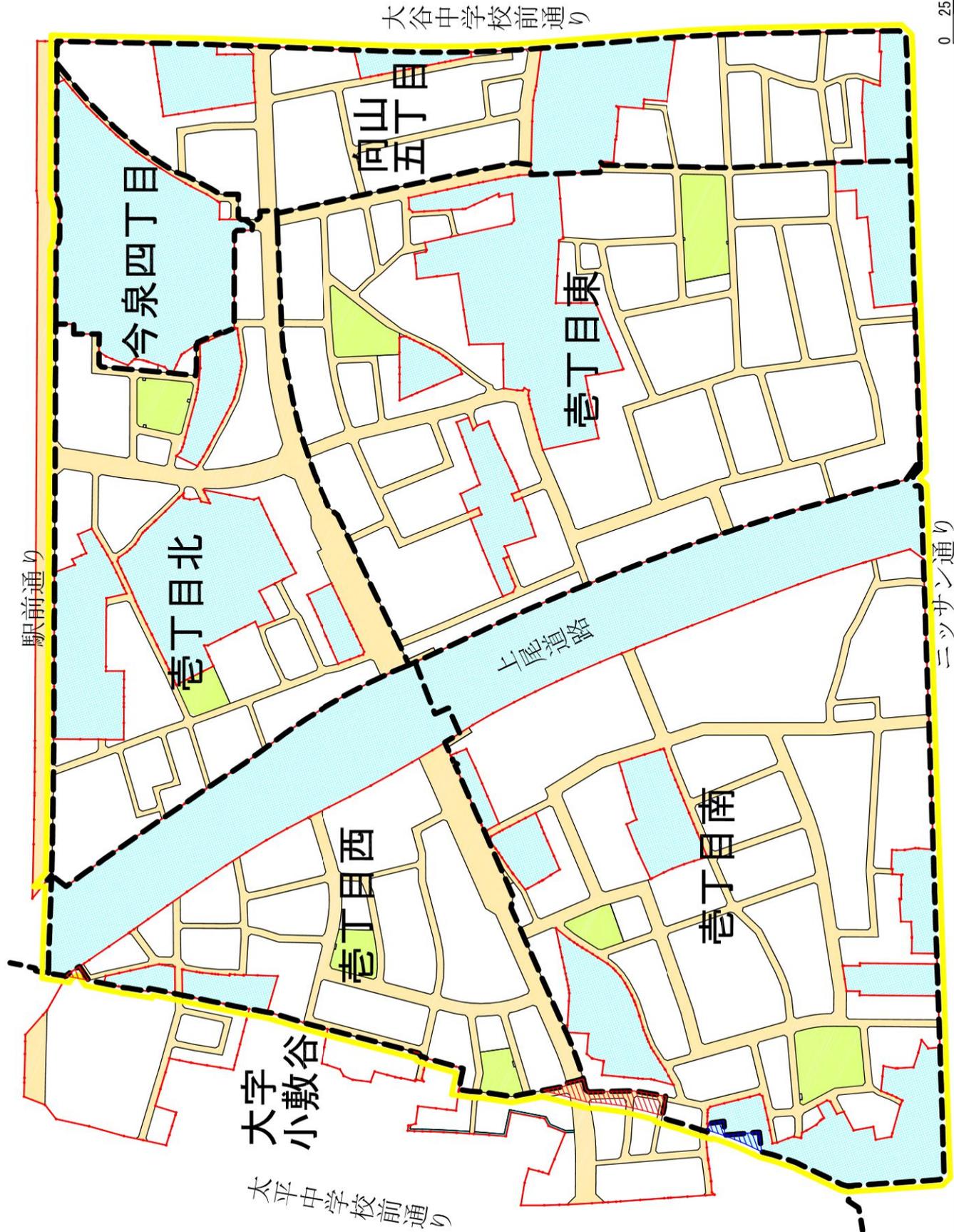
町の区域を新たに画し、及び変更することについて

(総務部総務課)

1 提案理由	上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の施行により現行の字界では行政執行上及び土地の維持管理上支障が生じるため、当該事業の施行区域及びその周辺区域について、町の区域を新たに画し、及び変更するもの
2 内容	<p>上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の施行により、土地の区画形質の変更及び道路の新設・整備改善が行われており、令和2年度中に換地処分を行う予定である。</p> <p>このことに伴い、当該事業の施行区域及びその周辺区域について、一体的に町の区域を新たに画し、及び変更する。</p> <ul style="list-style-type: none">・上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の概要 施行期間：平成19年度から令和3年度 都市計画決定：平成19年1月23日告示 事業認可：平成19年5月1日公告・新しい町の名称 壺丁目東、壺丁目西、壺丁目南、壺丁目北、向山五丁目、今泉四丁目 <p>※ 「大字小敷谷」については、町の名称を残し、その区域を変更する。</p>



区域明細図



凡 例	
変更区域	
新町界	
	(区画整理事業本施行する区域) 変更前番地1
新しい町を画する区域 (宅地等)	
新しい町を画する区域 (道路)	
新しい町を画する区域 (公園)	
大字小敷谷に編入する区域	
新しい町を画する区域	
大字小敷谷に編入する区域	
(区画整理事業本施行しない区域) 変更前番地2	

